

申請書の概要

本年5月12日に、日本製鉄株式会社、日本冶金工業株式会社、ナス鋼帯株式会社及び日本金属株式会社(以下「申請者」という。(注1))から提出された中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域(以下「台湾」という。)産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は50パーセント超である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

中国及び台湾から本邦への輸出価格と正常価格(注2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。なお、不当廉売差額率(注3)は、中国産が20%~50%の間、台湾産が3%~20%の間となる。

(注2)関税定率法第8条第1項

(注3)不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- (1) 中国産及び台湾産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の輸入量は、2022年から2024年までの間に、中国産は53,767トンから75,481トンに増加し、台湾産は52,307トンから47,932トンに減少したものの、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合はそれぞれ上昇した。
- (2) 中国産品及び台湾産品の国内販売価格は、2022年から2024年までを通じて国産品の国内販売価格を大幅に下回っており、その結果、国内需要家が国産品から中国産品又は台湾産品に切り替えを進めたことで、国産品の販売量が大幅に減少し、また、値下げを余儀なくされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。
- (3) 上記(1)及び(2)により、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。
- (4) さらに、中国国内の生産能力は増加傾向にあり、台湾国内の生産能力は安定的に推移しているところ、いずれも十分な余剰生産能力を有しているだけでなく、既に在庫を大量に保有している。また、本邦の市況価格は近隣の中国、台湾及び韓国よりも高いことから、中国産品及び台湾産品の輸入量は今後も増加する可能性が高く、中国産品及び台湾産品の国内販売価格は、2022年から2024年までを通じて下落傾向が続いており、今後も下落傾向が続き、その価格圧力により、国産品の販売価格も引下げを余儀なくされることが想定される。
- (5) 上記(4)により、保護的措置がとられない限り、追加的な不当廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。

3. 以上のことから、中国産及び台湾産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して不当廉売関税の課税を求める。